

平成27年度 那珂市行政評価外部評価委員会（第2回）

市民判定人説明会

日時 平成27年9月30日（水）午後2時

場所 那珂市中央公民館 1階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

那珂市長 海野 徹
那珂市行政評価外部評価委員会委員長 伊藤 伸
（一般社団法人 構想日本 理事（総括ディレクター））

3 説 明

（1）平成27年度那珂市行政評価外部評価について

那珂市行財政改革推進室長補佐（総括） 平野 敦史

（2）那珂市の財政状況について

那珂市総務部財政課長補佐（総括） 茅根 政雄

（3）外部評価の手順について

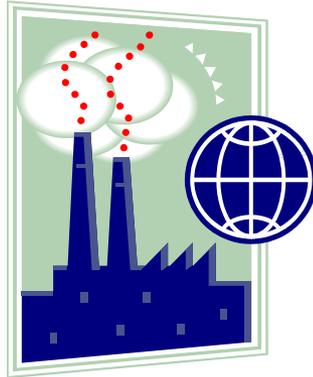
那珂市行政評価外部評価委員会委員長 伊藤 伸

（4）外部評価対象事業の概略について

那珂市行財政改革推進室長補佐（総括） 平野 敦史

4 質 疑

5 閉 会



「那珂市の財政状況について」

～平成27年度那珂市外部評価委員説明資料～

平成27年9月30日（水）
総務部財政課

平成25年度決算の状況

【歳入】

199億9947万7千円

(対前年度比2.7%減)

○地方交付税 41億4237万3千円
20.7%(前年度比4.2%減)

・震災復興特別交付税の皆減

○国庫支出金 28億5412万8千円

14.3%(前年度比25.8%増)

・地域の元気臨時交付金の皆増

○市債 15億2979万6千円

7.6%(前年度比3.1%増)

・市道安全対策事業債の皆増

○県支出金 13億1133万5千円

6.6%(前年度比4.3%増)

・市町村再生可能エネルギー導入促進事業の皆増

○その他 8億7829万円

4.3%(前年度比1.8%増)

・株式等譲渡所得割交付金の増

○市税 67億8319万9千円

33.9%(前年度比1.0%増)

・市たばこ税の増

○繰越金 13億7715万3千円

6.9%(前年度比43.3%減)

・前年度繰越金の減

○諸収入 4億8009万7千円

2.4%(前年度比9.2%減)

・市町村防災対策事業交付金の皆減

○繰入金 1億3087万6千円

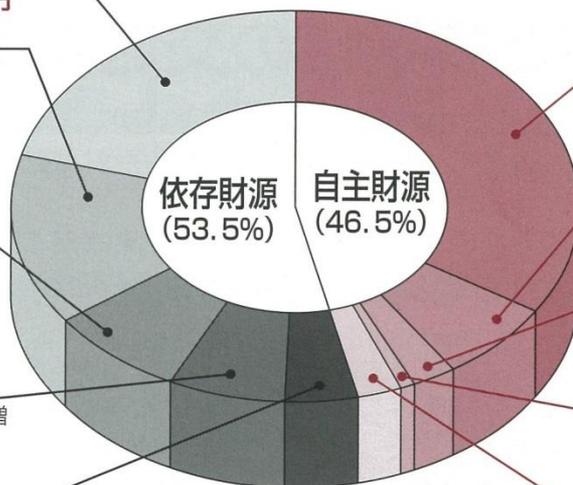
0.7%(前年度比20.1%増)

・公共施設整備基金繰入金の皆増

○その他 5億1223万円

2.6%(前年度比10.5%減)

・財産収入、使用料及び手数料の減



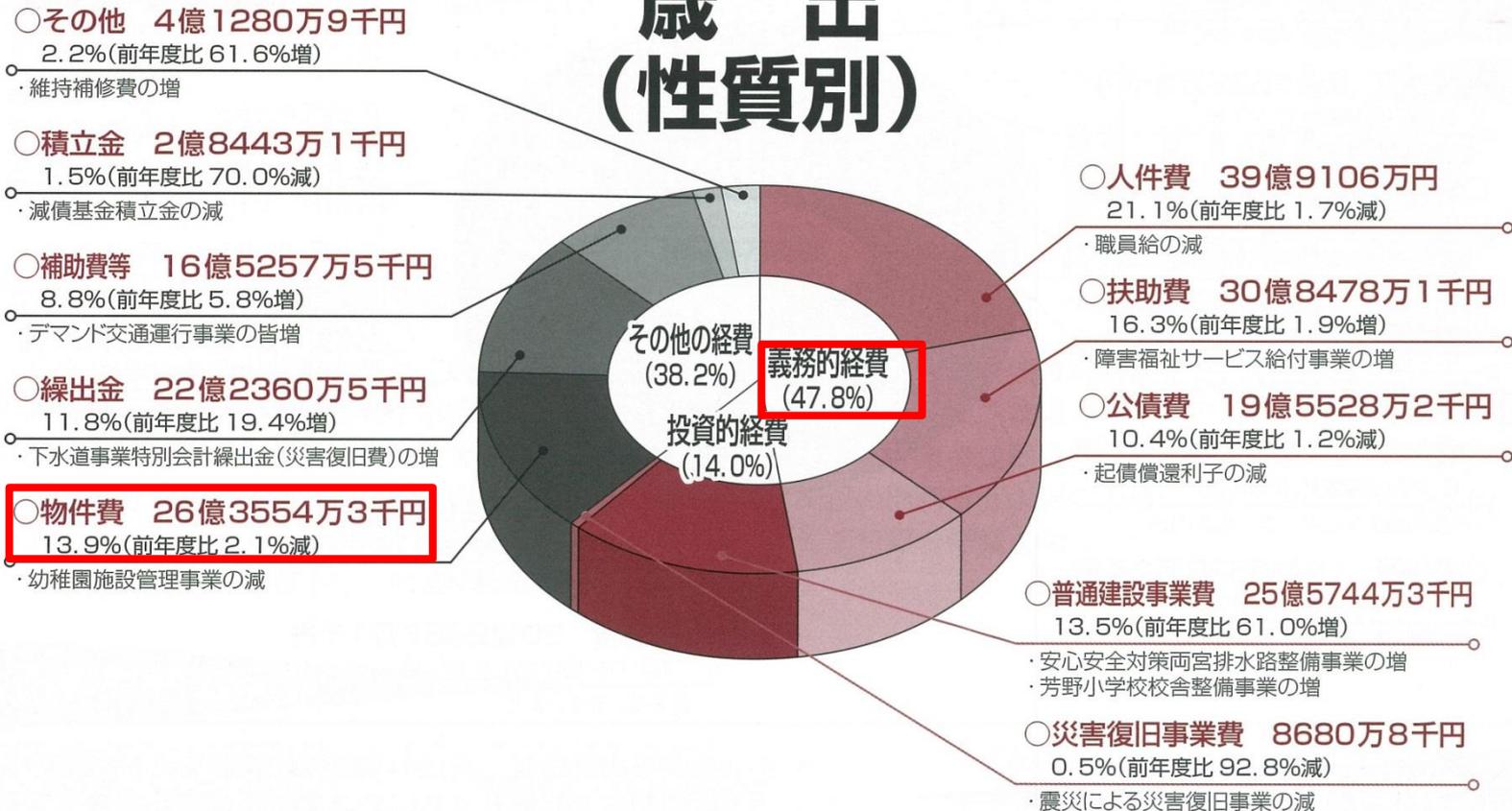
自主財源…那珂市が自らの権限で確保（徴収）したことによって得られた財源

依存財源…国や県から決められた額を交付されることによって得られた財源および割り当てられることなどによって得られた財源で、那珂市の裁量が制限されている財源

【歳 出】 188億8433万7千円

(対前年度比1.5%減)

歳 出 (性質別)



義務的経費…人件費・扶助費・公債費など、支出にあたり義務的な性格の強い経費
 投資的経費…工事請負費や公有財産購入費など資本形成に向けられる経費
 その他の経費…物件費・維持補修費や特別会計繰出金、積立金・出資金・貸付金など

歳出 (目的別)

○災害復旧費 8313万7千円

0.4%(前年度比 92.7%減)

・単独災害復旧事業の減

○商工費 1億6096万0千円

0.9%(前年度比 7.4%減)

・一の関溜池公園管理事業の減

○議会費 2億3522万3千円

1.2%(前年度比 6.7%増)

・議会改革推進事業の皆増

○農林水産業費 8億871万1千円

4.3%(前年度比 25.8%増)

・農業集落排水整備事業特別会計繰出金
(災害復旧費)の増

○消防費 9億8553万4千円

5.2%(前年度比 5.2%増)

・消防救急無線設備・指令センター
共同化整備事業の増

○衛生費 11億8028万1千円

6.3%(前年度比 3.9%増)

・再生可能エネルギー導入事業の増

○公債費 19億5528万2千円

10.4%(前年度比 1.2%減)

・起債償還利子の減

○諸支出金 1319万4千円

0.1%(前年度比 555.8%増)

○民生費 56億6077万3千円

29.9%(前年度比 2.7%増)

・障害福祉サービス給付事業の増

○土木費 31億4242万9千円

16.6%(前年度比 49.9%増)

・安心安全対策両宮排水路整備事業の増

○総務費 26億3524万2千円

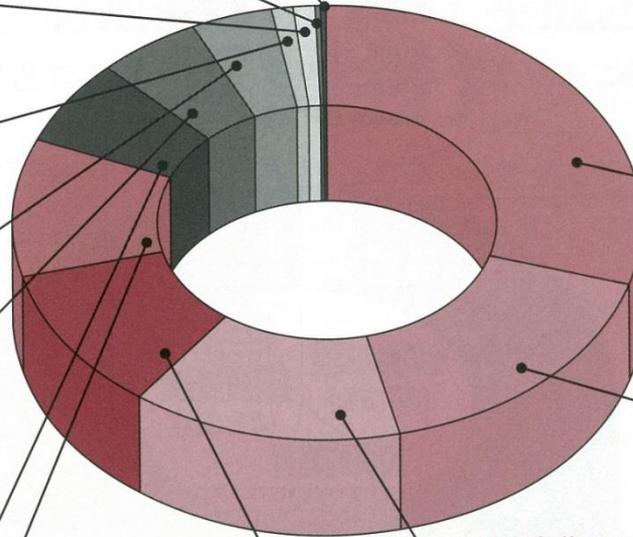
14.0%(前年度比 18.4%減)

・基金積立事業の減

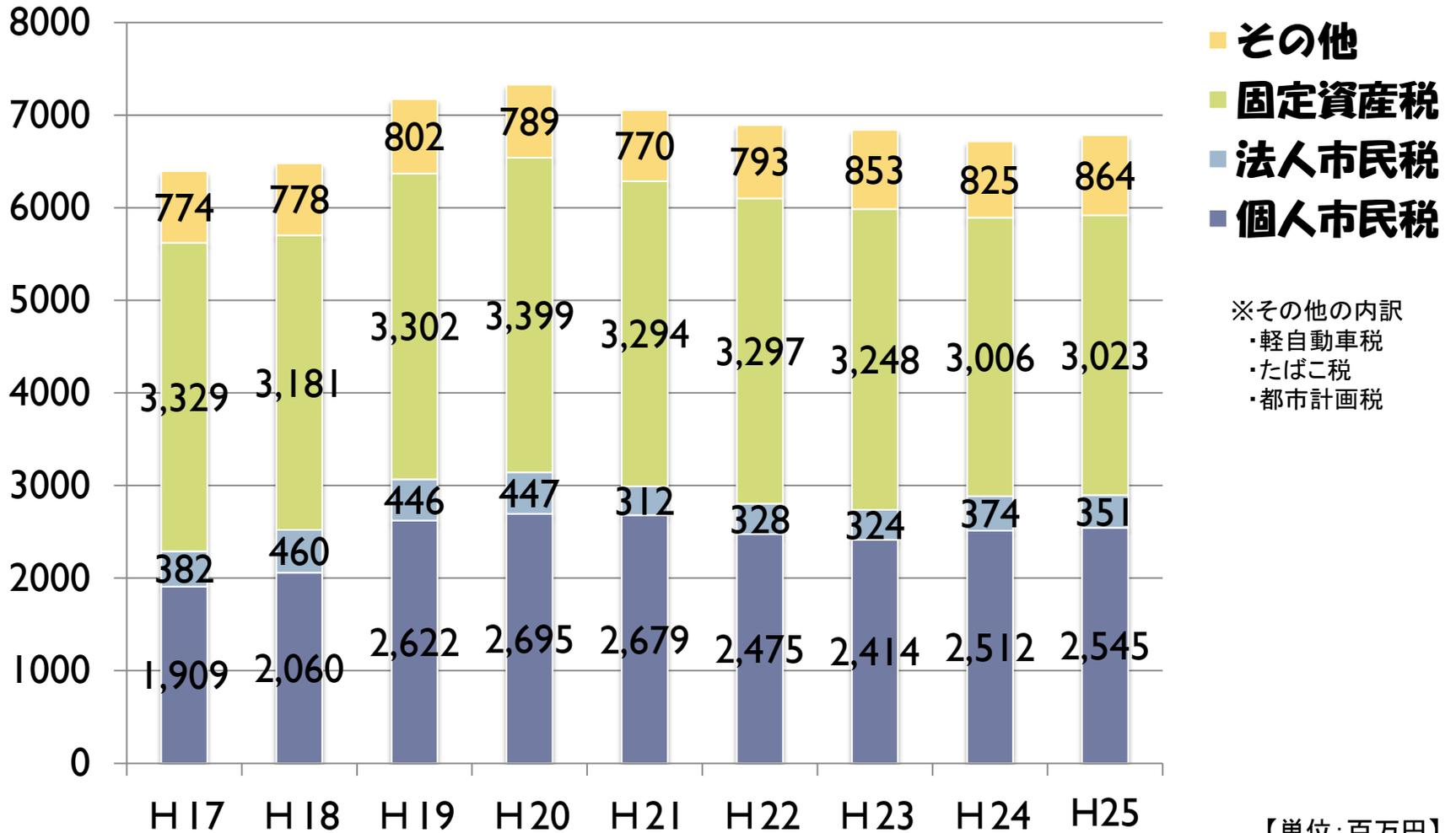
○教育費 20億2357万1千円

10.7%(前年度比 4.0%減)

・基金積立事業の皆減



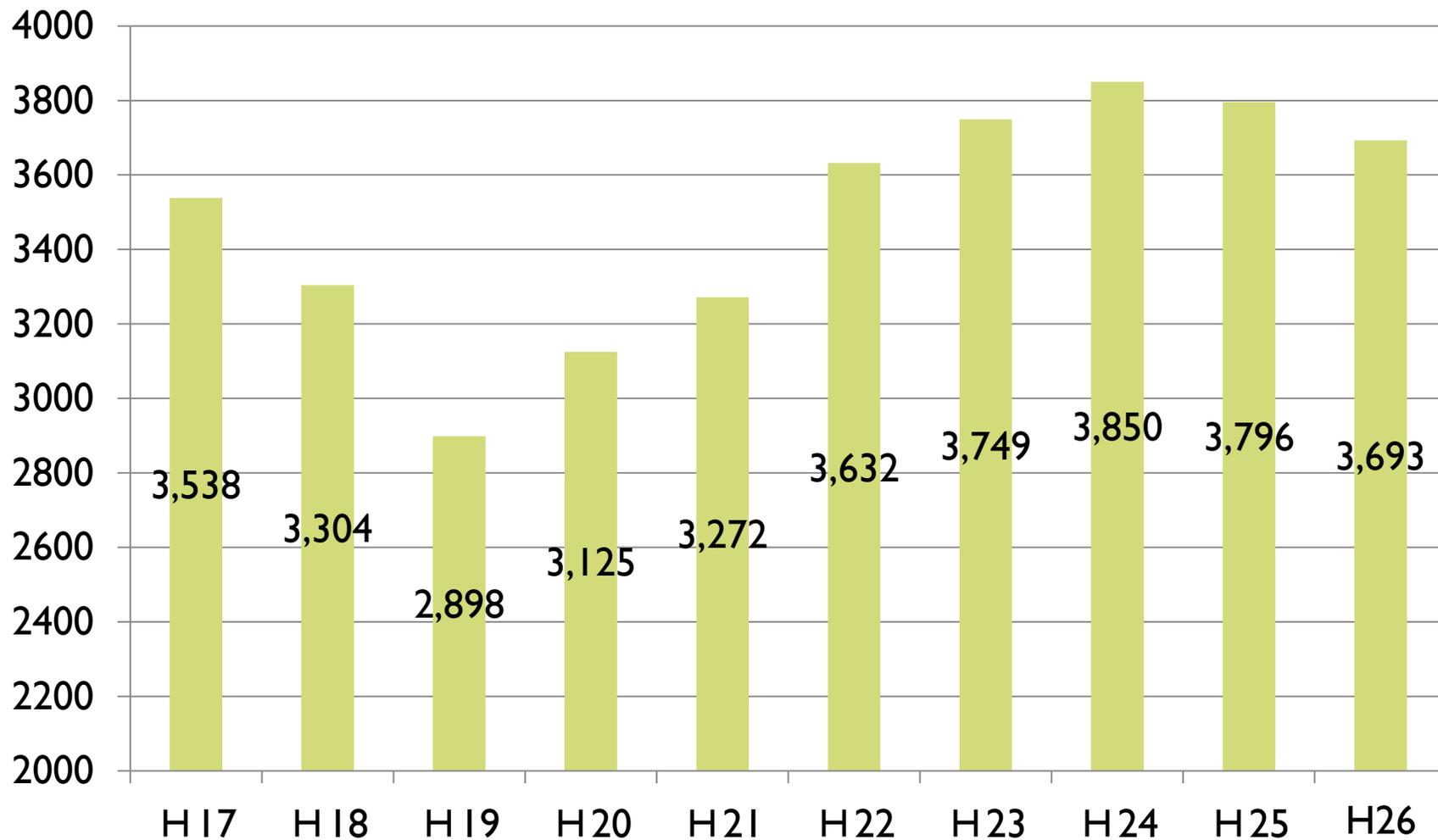
市税の推移



※その他の内訳
 ・軽自動車税
 ・たばこ税
 ・都市計画税

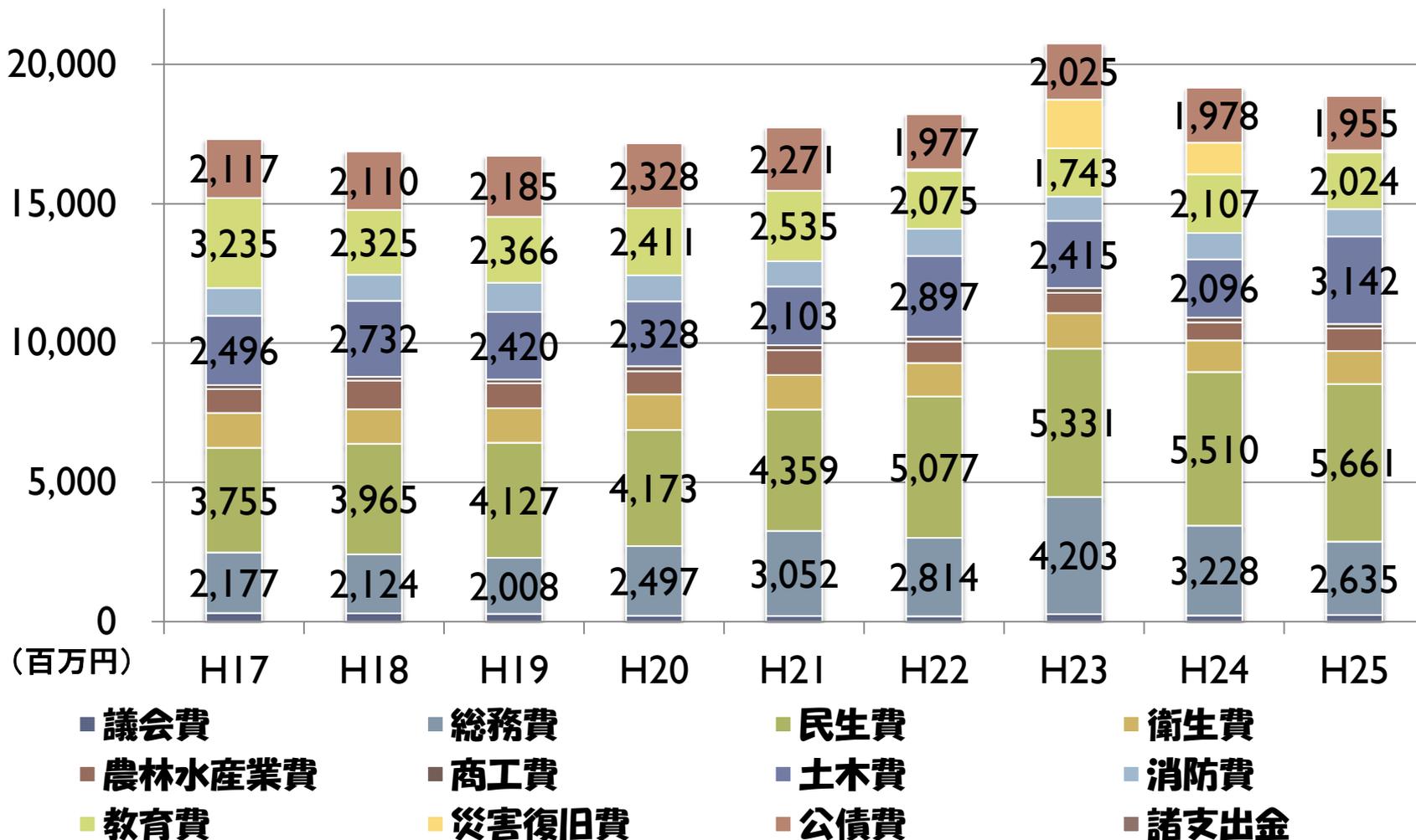
【単位:百万円】

普通交付税の推移



【単位:百万円】

一般会計の歳出の推移（目的別）



地方交付税制度の概要

1. 地方交付税とは

県や市町村の行政費用は住民などからの税収でまかなうことが基本
しかし、多くの団体が税収だけでは行政費用をまかなえないのが実態

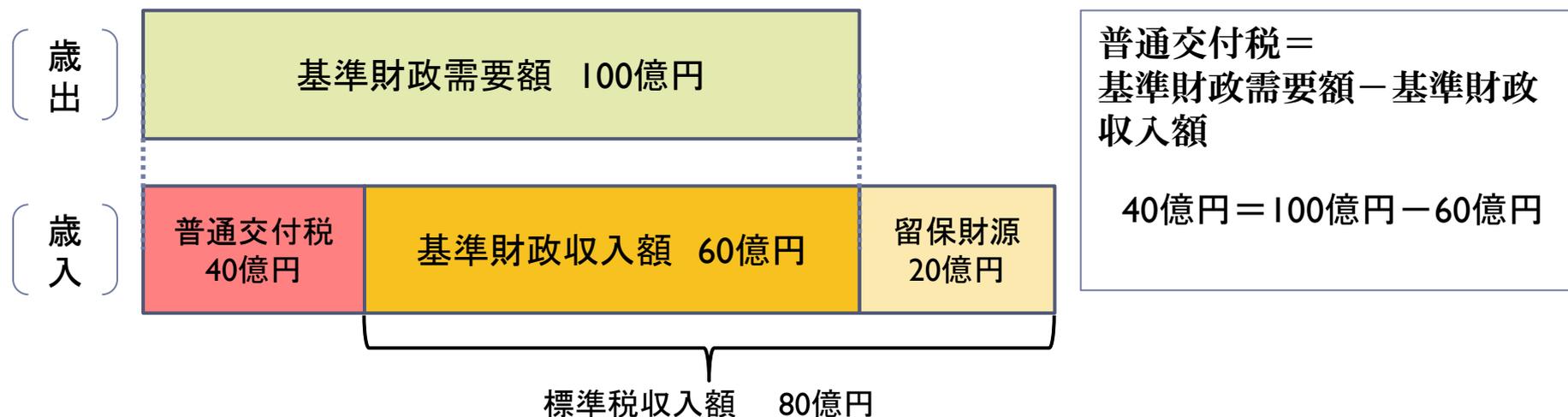


このため、国税の一部について、一定割合を地方交付税として地方に配分
地方団体間における財政力格差の解消(財源調整機能)
どの地域の住民も標準的な行政サービスを享受(財源保障機能)

2. 地方交付税となる国税とその割合

- ▶ 所得税及び酒税の32%、法人税の34%、消費税の22.3%、地方法人税100%

普通交付税の仕組み

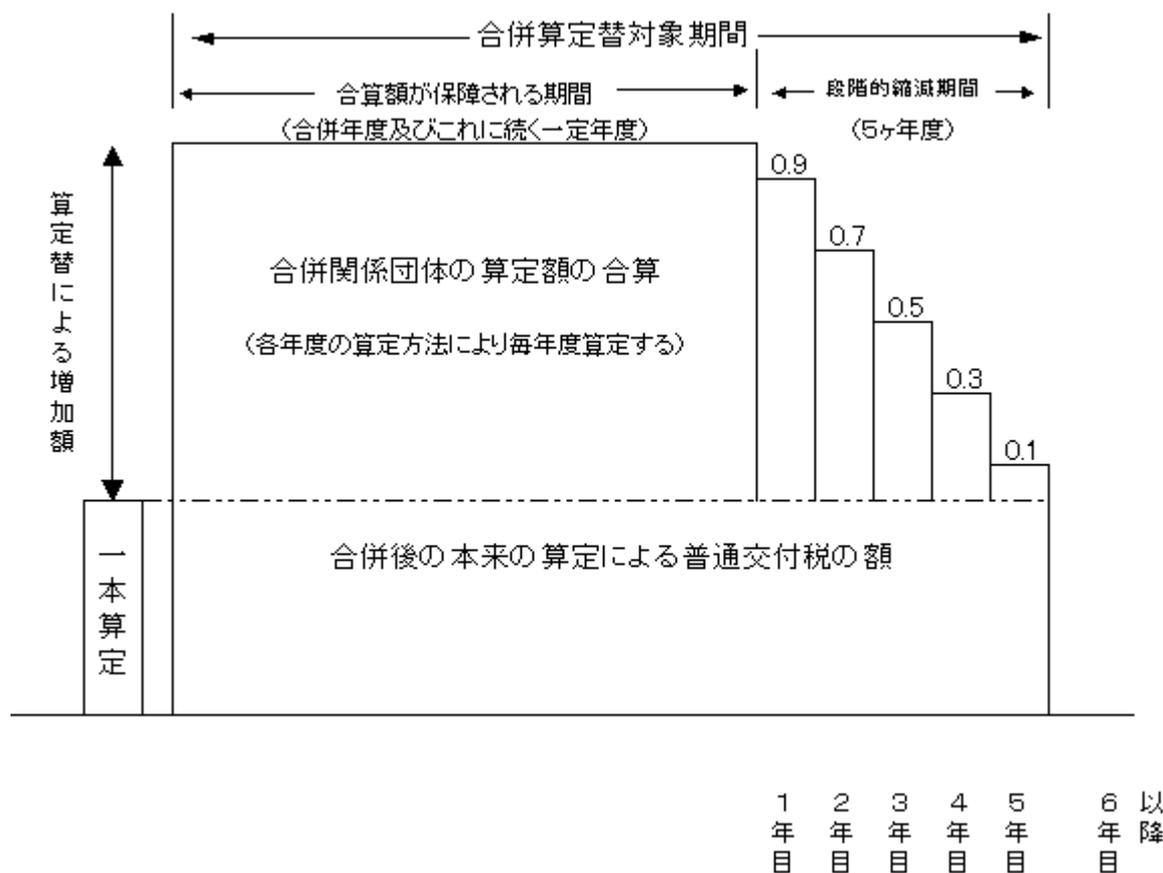


◆標準財政需要額(その団体の標準的な財政需要)
= 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口) × 補正係数(寒冷地補正等)

◆標準財政収入額(その団体の標準的な税収入)
= 標準的税収入見込額 × 標準税率(75%)

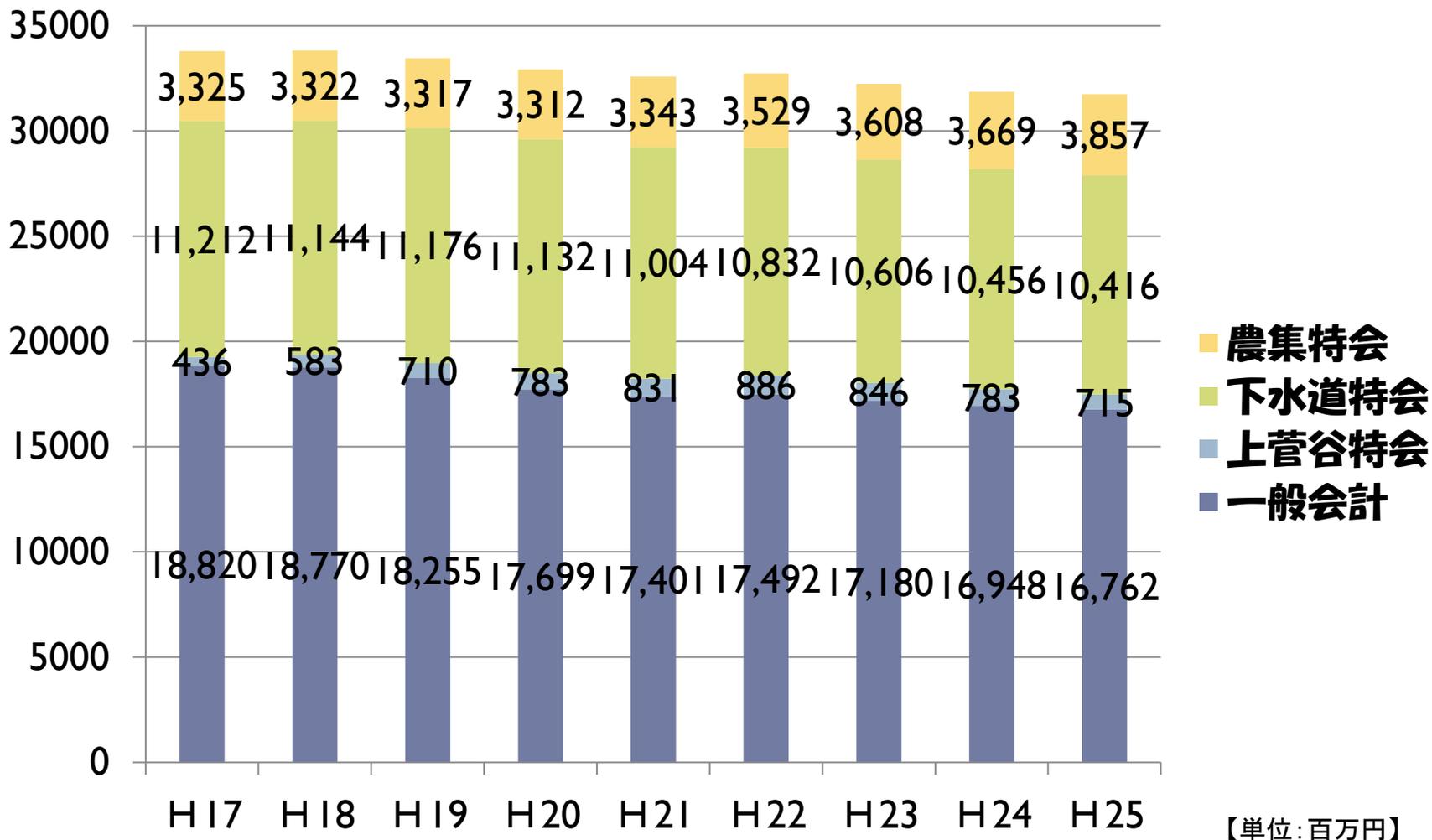
- ・標準財政需要額 > 標準財政収入額 の団体を「財源不足団体」といい、普通交付税が交付されます
- ・標準財政需要額 < 標準財政収入額 の団体を「財源超過団体」といい、普通交付税が交付されません

普通交付税における合併算定替について



- ① 「合併後の新団体としての算定額」・・・一本算定
 - ② 「合併関係団体がそのまま存続し続けたものとした時の算定額(合併関係団体の合計額)」・・・合併算定替
- ▶ ①②のうち有利な算定額が措置される。
- ▶ 本市の場合、合併後10年間、この算定方法が保障され、さらに5ヶ年度は激変緩和措置がとられる。
- ▶ 具体的には、H27年度から縮減され、H32年度から一本算定となる。
- ▶ **算定替えによる加算額
H26年度:630百万円**

地方債残高の推移



健全化判断比率とは

平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体全体の財政状況が健全な状態であるかどうかを判断するための次の4つの指標「健全化判断比率」が定められています。また、公営企業においても「経営健全化判断基準」が定められています。

1. 実質赤字比率

- ▶ 普通会計(一般会計等)の実質的赤字が標準財政規模に占める割合(1年間の収入、支出を比べ赤字の割合を示したもの)

2. 連結実質赤字比率

- ▶ 特別会計を含む市の全会計の実質的赤字が標準財政規模に占める割合(企業会計を含めた全会計の赤字の割合を示したもの)

3. 実質公債費比率

- ▶ 一般会計の公債費(借入金の返済額)に、特別会計の公債費を充てるための繰出金などを加えた実質的な公債費が標準財政規模に占める割合(市債の割合が適正かどうかを判断する数値)

4. 将来負担比率

- ▶ 一般会計等の実質的な将来負担額(一般会計等の借入金残高、特別会計の借入金残高のうち一般会計負担の見込み、市の全職員が退職すると仮定した場合の退職手当負担見込み、土地開発公社などの関係団体への一般会計負担見込みなど)が標準財政規模に占める割合

5. 資金不足比率

- ▶ 市の公営企業において生じている赤字(資金不足)が事業規模に占める割合(公営企業における経営状態の悪化の度合いを示すもの)。市では水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水整備事業特別会計の3会計が対象となります。

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な一般財源を示すもの。

平成24年度的那珂市の標準財政規模は120億2088万2千円となっています。

近隣市町村との比較

項目	人口	標準財政規模	財政力指数	実質公債費比率	将来負担比率	経常収支比率	地方債現在高	財政調整基金残高	減債基金残高
年度	H22国調	H25	H25	H25	H25	H25	H25	H25	H25
単位	人	百万円		%	%	%	百万円	百万円	百万円
那珂市	54,240	12,189	0.64	9.0	20.9	90.0	17,477	1,872	1,321
水戸市	268,750	55,771	0.82	10.2	97.2	85.9	95,751	8,313	100
日立市	193,129	38,902	0.83	2.6	—	90.6	50,457	5,145	12,979
常陸太田市	56,250	16,267	0.41	7.1	—	89.2	22,382	4,747	5,536
ひたちなか市	157,060	28,879	0.92	10.3	31.3	88.5	55,558	4,659	8,864
常陸大宮市	45,178	15,069	0.44	11.4	35.0	84.1	24,611	4,446	1,422
城里町	21,491	6,934	0.38	13.7	70.6	85.8	10,614	3,761	137
東海村	37,438	10,298	1.36	2.2	—	88.6	5,528	6,428	3,292

- 本表は、H25決算カード(各市町村速報値より)を基に作成しています。地方債現在高は、一般会計と上菅谷特会の合計になります。

県内類似団体との比較

項目	人口	標準財政規模	財政力指数	実質公債費比率	将来負担比率	経常収支比率	地方債現在高	財政調整基金残高	減債基金残高
年度	H22国調	H25	H25	H25	H25	H25	H25	H25	H25
単位	人	百万円		%	%	%	百万円	百万円	百万円
那珂市	54,240	12,189	0.64	9.0	20.9	90.0	17,477	1,872	1,321
石岡市	79,687	17,694	0.60	10.5	58.1	90.5	29,213	2,691	997
龍ヶ崎市	80,334	15,268	0.73	9.6	13.8	91.2	26,097	1,981	1,430
常陸太田市	56,250	16,267	0.41	7.1	—	89.2	22,382	4,747	5,536
笠間市	79,409	18,142	0.64	9.9	46.5	86.8	29,375	7,159	1,880
牛久市	81,684	14,677	0.88	5.1	—	91.3	21,921	1,472	1,074
鹿嶋市	66,093	13,752	0.98	14.2	43.2	89.4	16,305	2,653	316
守谷市	62,482	11,811	0.97	6.8	—	86.8	14,253	3,324	2
小美玉市	52,279	12,997	0.64	7.8	62.6	83.2	21,053	3,274	1,894

- 類似団体とは、市町村を人口と産業構造により分類したものであり、類似する他市との比較により、財政状況の特徴を把握することが可能になります。那珂市が属する類型はⅡ－1です。
- 本表は、H25決算カード(各市速報値より)を基に作成しています。地方債現在高は、一般会計と上菅谷特会の合計になります。

那珂市行政評価外部評価員会 市民判定人説明会

それは、未来をつくれるか。



外部評価の手順について

2015年9月30日
構想日本 総括ディレクター
伊藤 伸

まず、考えてください。

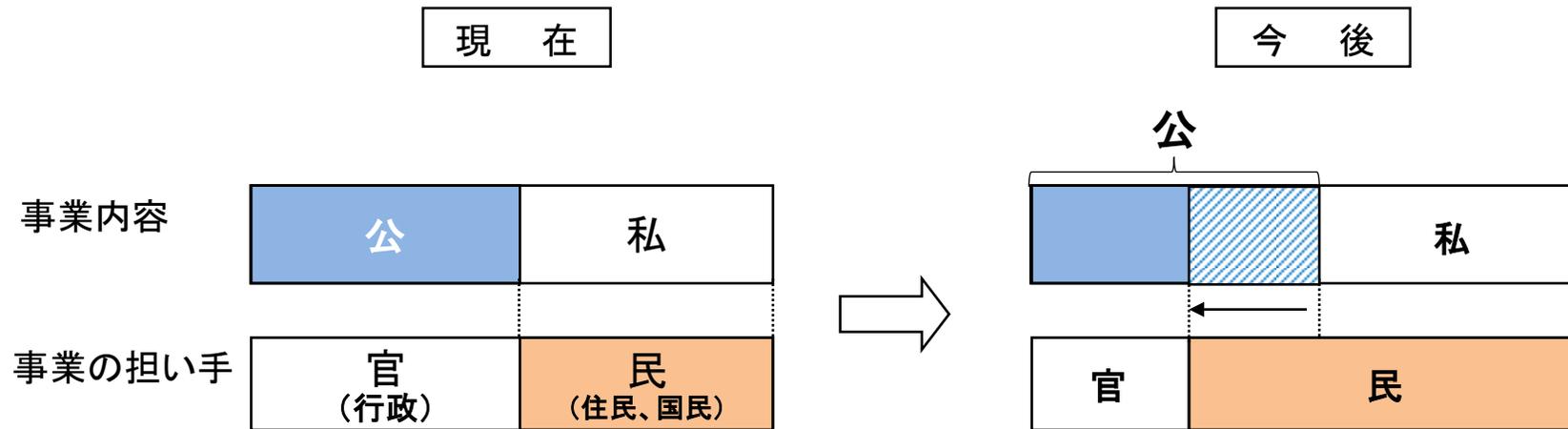
「300人の難病患者の支援」

と

「100万人の大学の同窓会の支援」

どちらが公益性が高いでしょうか？

公共分野の考え方



「公共の利益(住民の利益)を「官(行政)」がすべて行う仕組み(公益国家独占)を見直し、住民自身が世の中を担っていく仕組み(公益国民分担)を作っていく。これが本当の民主主義。

事業仕分けとは

(1) 事業仕分けで重要なことは住民にもわかる議論

事業仕分けで最も重要なのは市民を含めた「議論」。予算削減など結果だけが目的ではない。事業仕分けは「使いよう」である。

(2) 事業仕分けはプランではなく実情(リアリティ)のチェック

立派な計画や趣旨説明があっても、その事業が実際に住民、国民の役に立っていないことが多い。現場を見て、それをチェックするのが事業仕分け。また、事業仕分けの場では政策論はしない。政策は是としたうえで、その目的が実現するための仕事の仕方、お金の使い方ができているかどうかを確認する。

(3) 事業仕分けが目指すのは政治、行政の「自分事」化

形式ではない実質的な「公開性」と「外部性」は国や自治体の事業、ひいては政治に国民が当事者意識を持つきっかけになる。そこから、行政や議会が再び動き、民意が政治・行政に反映され始める。

①議論対象の具体化(事務事業レベルでの議論)

抽象的な議論や結論で終わらせないために、できる限り細かなレベルの事業を対象に議論する。

②外部かつ現場の視点

実際のお金の使われ方を熟知している外部の識者や経験者(リアリティを持つ現場の人)が、仕分け人(評価者)として参加することで、従来の行政内部での議論では出てこなかった論点が生まれる。

③全面公開

誰もが事業仕分けを傍聴できるよう全面公開で行う。住民に開かれた場で議論することにより、緊張感、結論への責任感が生まれる。また傍聴する住民の側も、事業内容や予算の使われ方を知ることによって行政に対して「当事者意識」や信頼感の醸成のきっかけとなる。

④「事業シート」の作成

事業の目的や内容、成果目標などが具体的かつ端的に記載され、統一フォーマットで行政の事業を比較できる「事業シート」を作成する。事業シートは様々な論点を浮き彫りにするための入口となる。

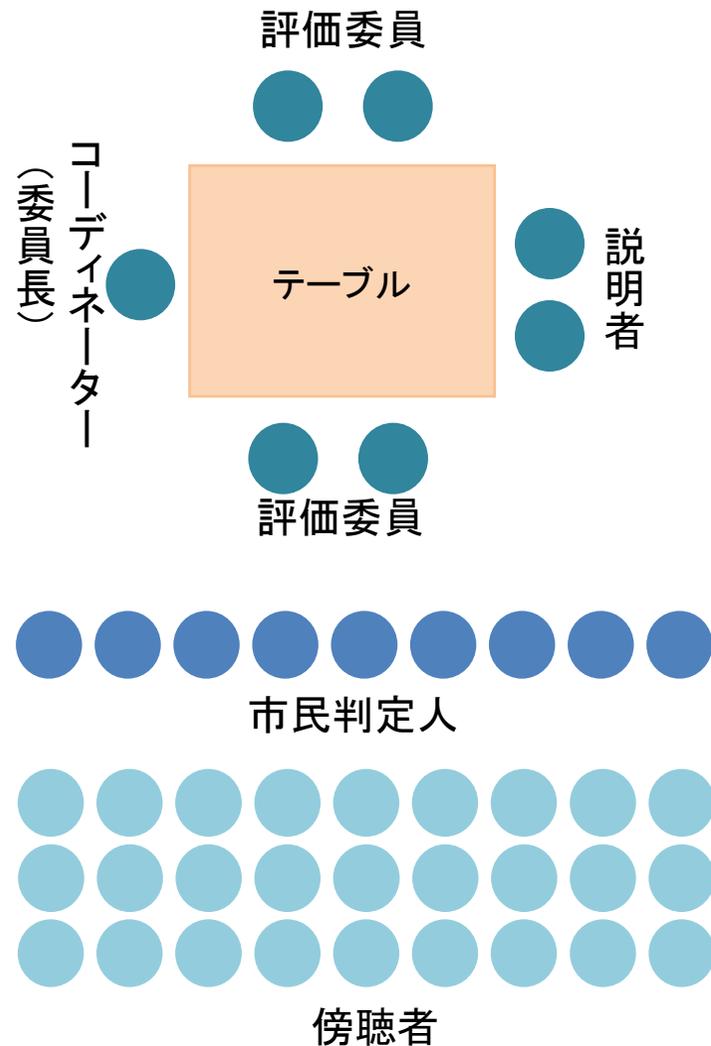
⑤明確な結論

最終的に一定の結論を出す。公開の場で明確な結論を出すことで、改革すべき内容が住民、国民に明らかになり、その実現に直結する。また、仕分けの結論の対する最終判断は首長や議会の責任であるため、結論を入口として、その後の内部での議論を喚起することにもつながる。

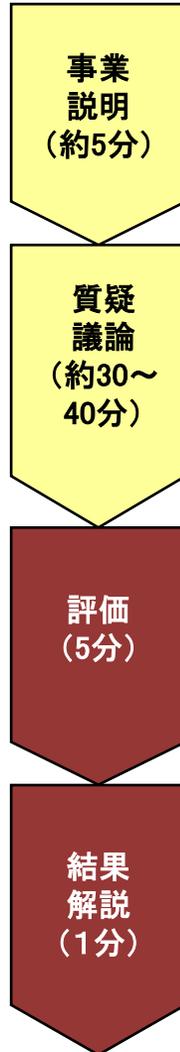
那珂市の外部評価も、この5要素を踏まえて実施。

外部評価当日作業の流れ

仕分け会場のレイアウト(イメージ)



作業の流れ



説明者(当該自治体職員)が、事業の要点や事業シートの補足を中心に説明(評価委員、市民判定人は事前に資料に目を通して
いる前提で。当該事業のポイントをかいつまんで説明)。

- 事業の趣旨・目的、事業内容(目標、期限等を含む)、成果、課題など

評価委員から説明者に対して、評価の材料としての質問、議論。

- 趣旨・目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など

市民判定人は、議論には参加しない。議論を聞きながら、随時評価シートの「特記事項」を記載。

コーディネーターのアナウンスにより評価シートに評価を記載。

- この際、コーディネーターよりこれまでの議論の整理及び評価の考え方の説明あり。

評価シートの記載が終わった人から事務局がシートを回収。

結果は、市民判定人の多数決により決定(評価委員も参考として評価を行う)。

- 評価の公表方法はコーディネーターの読み上げ
市民判定人から結果についての意見表明

● 市民判定人方式とは

議論は外部の仕分け人が行い、その議論を聞いて、無作為抽出により選ばれた「市民判定人」が判定を行う(1つの班で20名程度、判定人は議論には加わらない)という自治体の事業仕分けの新しい手法。裁判員制度と似ている。

● スタートは埼玉県富士見市

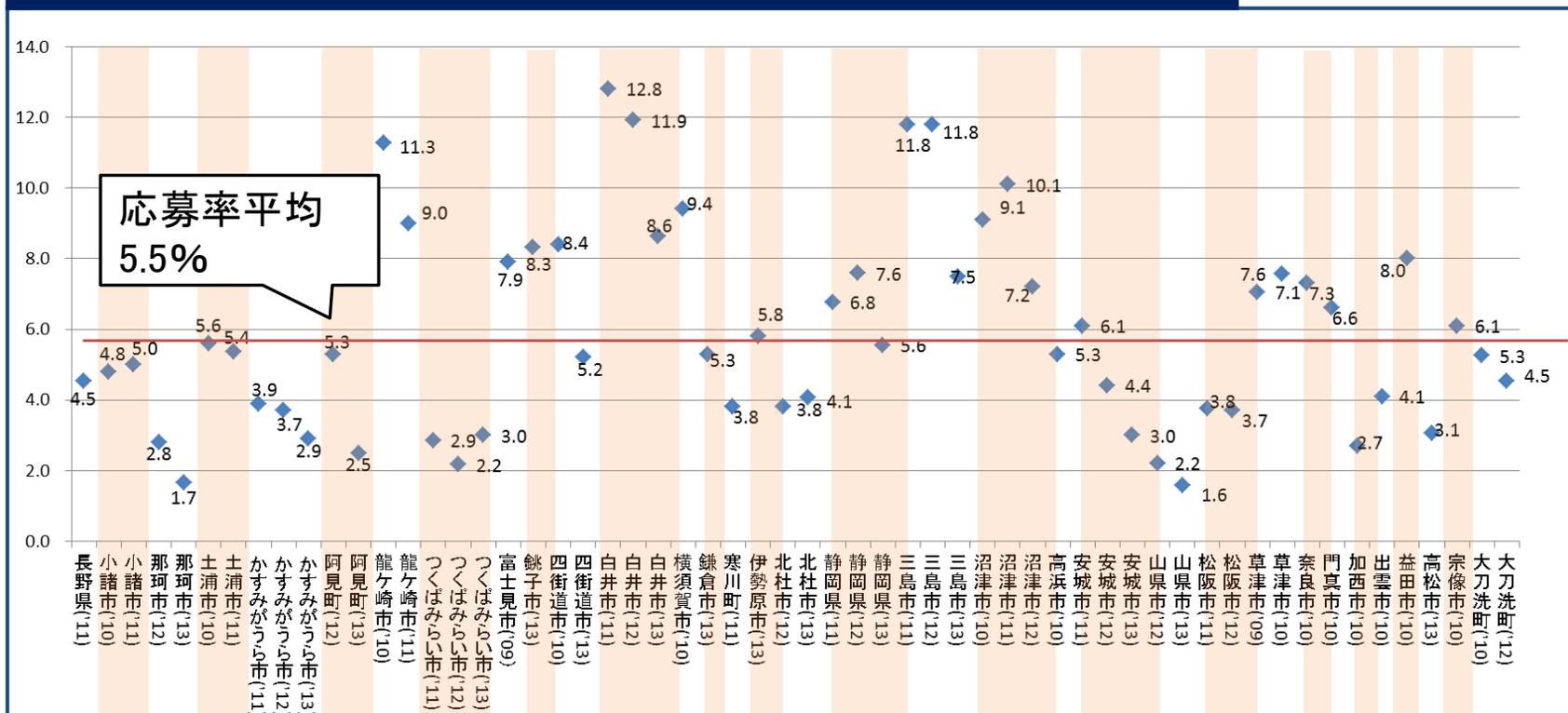
2009年に富士見市で初めて実施。住民基本台帳から1000人を抽出、判定人参加の依頼を送付。そのうち53名が応募(2班に分かれて実施)。

● 市民判定人方式の効果

市民判定人は市民の中から無作為抽出で選ばれるため、一部の関心層だけではないより広範な意見が反映される。オープンガバメントへの一歩とも言える。
また、これまで行政との関わりが少なかった住民にとっては、「当事者意識」を持つきっかけとなる。



参考:「市民判定人方式」の応募率



市民判定人方式はこれまでに35自治体69回実施(2015年7月現在)*。

全国での無作為抽出での案内送付総数は約9万件、応募者は約5500人に上る。

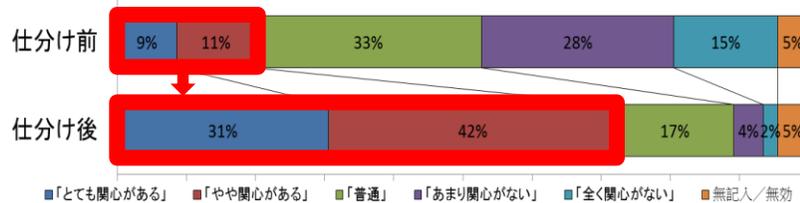
* この他に、無作為抽出以外の選定(無作為抽出+公募、行革委員の選定など)が7自治体14回。

ドイツの「プラーヌクストツェレ」の相場は5%と言われている。日本人の行政への潜在的な関心は高いと言えるのではないか。

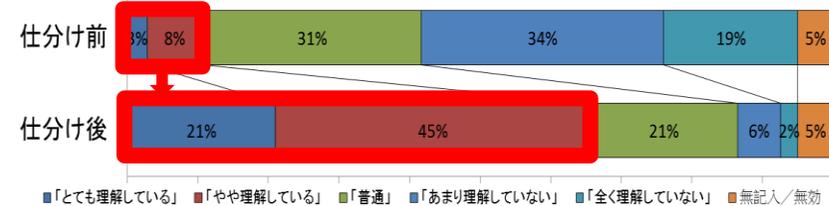
参考：市民判定人アンケート(1)

① 各項目における事業仕分け参加前後の意識・行動の変化

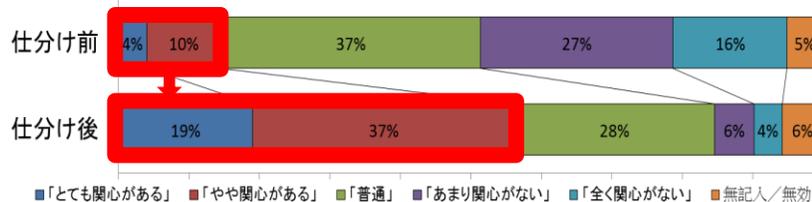
設問 1) 税金の使い方への関心度



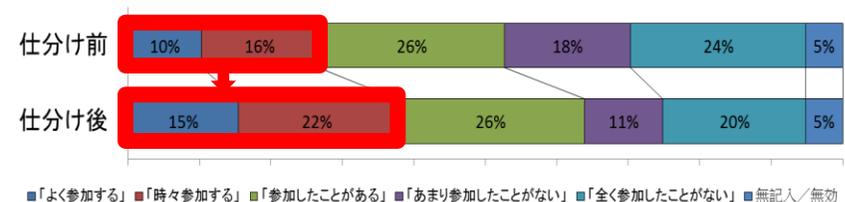
設問 2) 行政の事業の内容についての理解度



設問 3) 行政や議会の情報への関心度



設問 4) 地域づくりに関わる集まりに参加する頻度



参考：静岡県“ふじのくに”づくりサポーター

これまでに事業仕分けに参加した判定人のうち、希望する人がサポーターとして登録。定期的な情報提供や会議やイベントへの参加促進を行っている。現在の登録人数112人

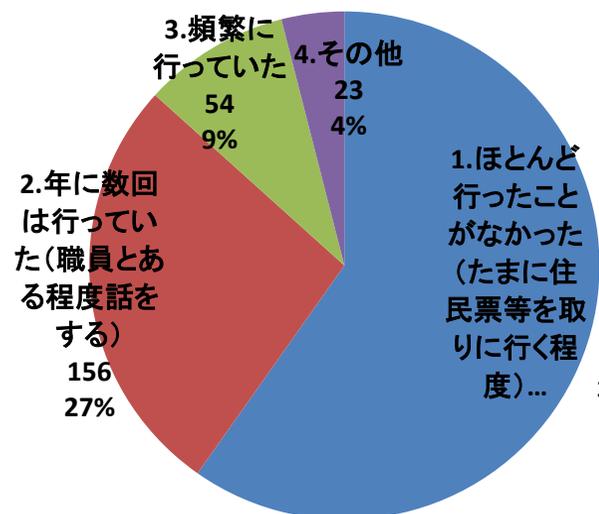
※2009年～12年に実施した事業仕分け市民判定人方式（のべ35自治体）において、判定人を務めたのべ2846人が対象。回答率43.4%。

事業仕分けへの参加を経て関心や意識は大きく高まっている。

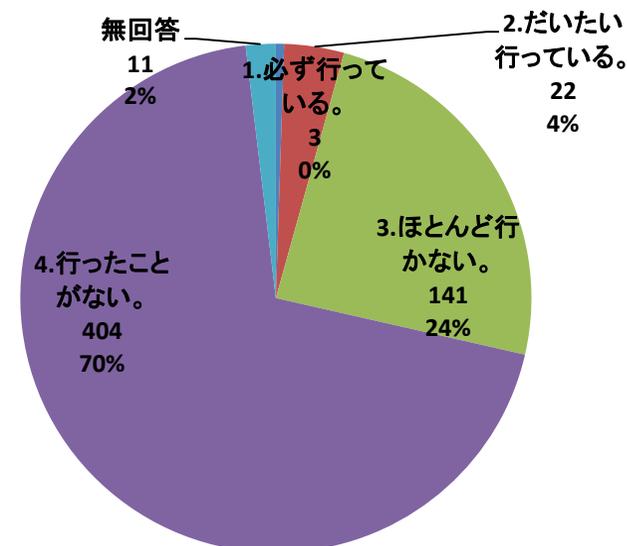
参考：市民判定人アンケート(2)

○「事業仕分け」に市民判定人として参加した住民へのアンケート結果※より。

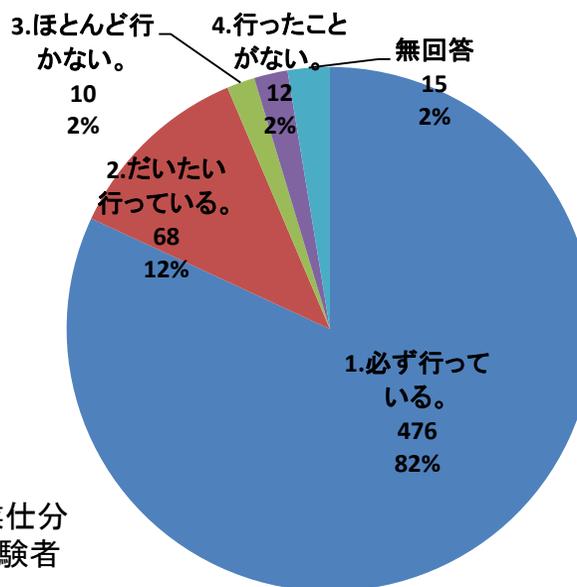
事業仕分け以前の役所との関わり頻度



議会の傍聴に行きますか？



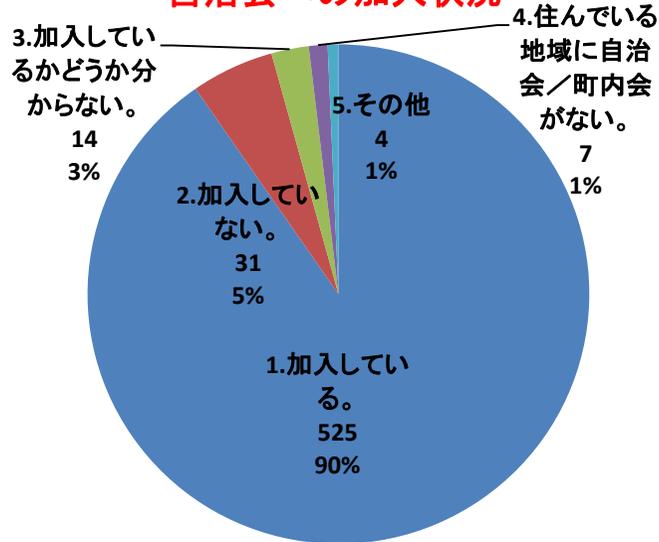
選挙の投票に行きますか？



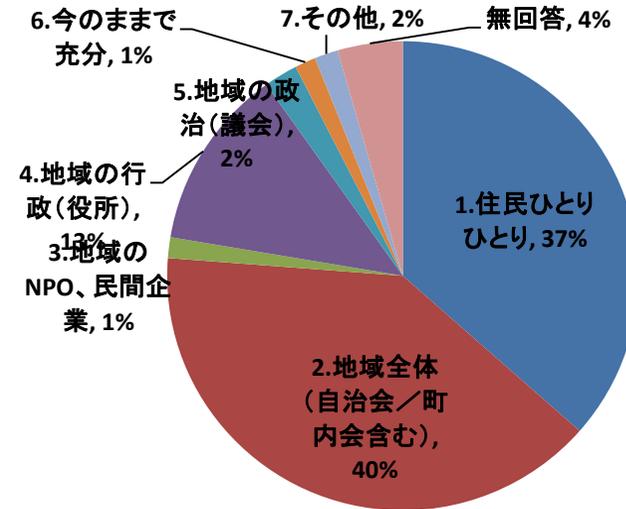
※2013,14年度に市民判定人方式で事業仕分けを実施した12自治体の市民判定人経験者約1100名が対象。回答率52%。

参考：市民判定人アンケート(3)

自治会への加入状況



地域で誰が主体的に行動すべき？



アンケート結果から見えてくる参加住民の特徴

1. 役所との接点が少ない
2. しかし、投票や自治会加入など社会的な関心は高い
3. 自助、共助の意識がきわめて高い



無作為抽出の手法は、潜在的に意識の高い市民を巻き込み顕在化が可能になる。

無作為抽出の使い方はいろいろ

地域の将来を考える
計画の策定

地域課題を議論する
住民協議会

税金の使い方を
チェックする
事業仕分け

公共施設のあり方を
議論する
施設仕分け

議会（会派）でも実施可能



神奈川県伊勢原市議会（創政会）が選挙人名簿から無作為抽出で選んだ判定人による事業仕分けを実施。

仕分け結果の反映率：「判定人方式」の効果

「市民判定人方式」
仕分け結果の反映率※

78%

非「市民判定人方式」
仕分け結果の反映率※

70%

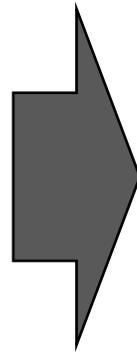
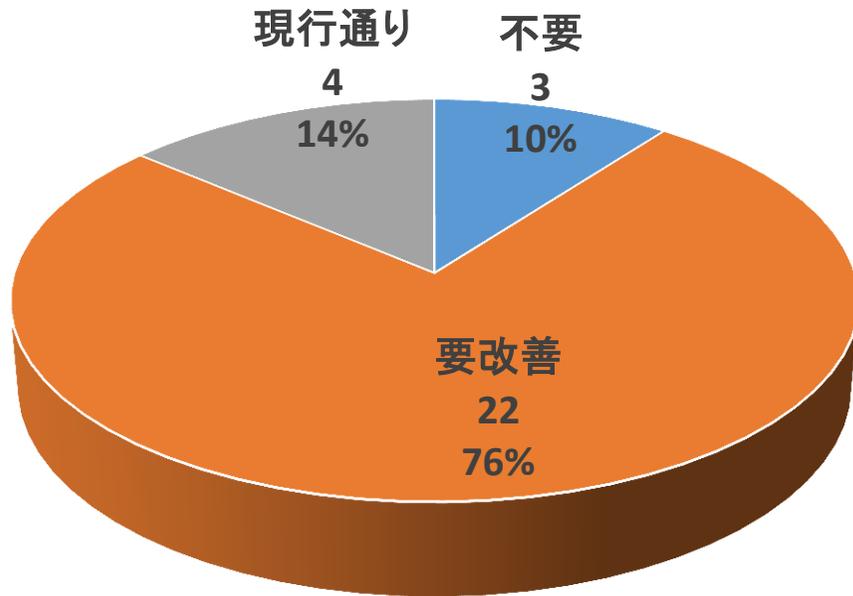
無作為抽出で選ばれた住民が判定を行う「市民判定人方式」のほうが、仕分け結果の反映率が8%高い。

※対応検討中の事業を除き、仕分けの判定結果通り、もしくはより厳しい対応がなされた事業の割合

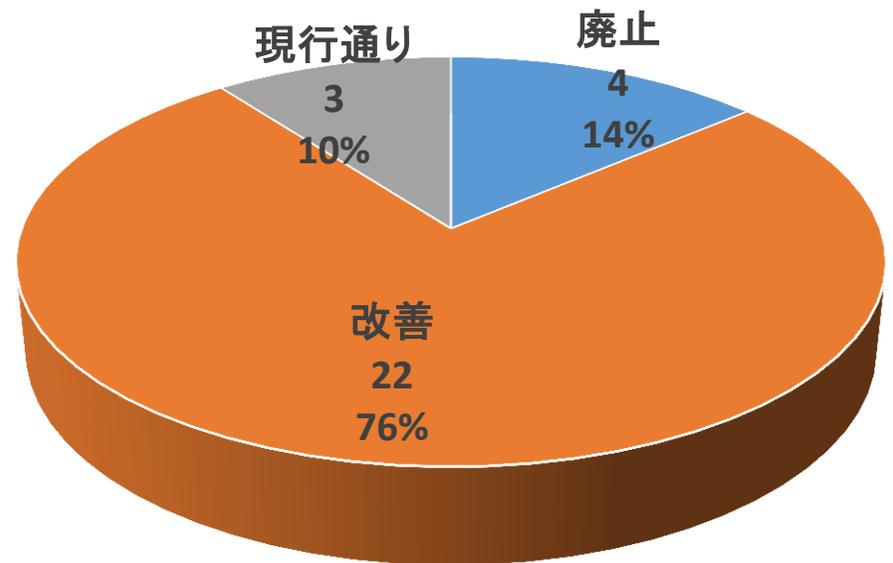
那珂市の仕分け結果反映状況

- 2年間での対象事業数: 29事業

【仕分け結果】



【仕分け結果の反映状況】



那珂市の反映率は、**97%**。全国トップクラス。

事業仕分けで、よく議論になるポイント

- 事業名と事業内容が一致しているか？（事業名に惑わされていないか？）
- 事業内容が目的達成のための有効な手段になっているか
- ゴール設定（成果目標）は適切か、そのゴールに向けて現在の達成状況が把握できているか
- 客観的なデータに基づいて実態把握はできているか
- 受益者負担は適切か、受益者・地域などの偏在はないか
- 他部署・他自治体・国・都道府県との重複はないか
- 将来にわたる費用をフルコストで把握しているか
- 出資法人等への委託・補助は適正か、民業圧迫になっていないか
- 市民の自立を阻んでいないか、依存型市民養成ではないか

「べき論」よりも事実のチェックの積み上げによって課題を浮き彫りにする。

平成27年度那珂市外部評価・市民判定人説明会「外部評価の手順について」資料

平成26年度「那珂市外部評価委員会」時 配布資料（抜粋）

事業番号 6

市民自治組織支援事業

（市民生活部 市民協働課）

平成27年9月30日

那珂市行財政改革推進室

評価対象年度	平成25年度		事務事業評価シート			作成日	平成26年	5月	19日
						点検日	平成26年	6月	25日
事務事業名	市民自治組織支援事業					事業類型	補助事業		
担当部課G等	市民生活部 市民協働課		市民活動グループ		記入者氏名	課長 中山悦男			
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第1章 市民との協働のまちづくり			■ 実施計画 対象事業			
	施策名		1 市民との協働によるまちづくりを推進する						
	基本事業名		1 市民・コミュニティとの協働体制の確立						
予算科目	会計	一般会計	款	項	目	事業名	根拠法令	那珂市地域まちづくり交付金 交付規則	
			02	01	07	市民自治組織支援事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 平成23年度～)			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度 ～ 年度)			
事業概要									
【全体概要】 地域の発展や課題解決に取り組む自治会及び地区まちづくり委員会の活動を支援するため、予算の範囲内において、那珂市地域まちづくり交付金を交付する。					【業務内容】 ・算出基準に基づき、交付金の額を算出し、自治会及び地区まちづくり委員会に交付する。(4月、10月) ・自治会及び地区まちづくり委員会から提出された総会資料(事業計画、活動実績)の内容を精査する。				

1 現状把握の部(DOシート)

(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移		単位	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (計画)	28年度 (計画)
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等	④対象指標(対象の大きさを表す指標)						
市民自治組織(自治会及び地区まちづくり委員会)	自治会の数	組織	69	69	69	69	69
	地区まちづくり委員会の数	組織	8	8	8	8	8
②手段(具体的な事務事業のやり方)	⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
地域まちづくり交付金の交付	交付金の交付件数(自治会)	件	69	69	69	69	69
	交付金の交付件数(地区まちづくり委員会)	件	8	8	8	8	8
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか)	⑥成果指標(対象における意図された対象の程度)						
市民自治組織の活動を支援することで、市民との協働によるまちづくりを推進する。	班(組合)加入率	%	75.2	74.3	73.7	75.0	75.0
	まちづくり活動に参加している市民の割合	%	52.1	41.9	53.5	65.0	67.5

(2)投入量の推移		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(見込)	27年度(計画)	28年度(計画)	全体計画
事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	財源支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	106,369	106,513	108,305	108,305	108,305	0
	事業費計(A)	千円	106,369	106,513	108,305	108,305	108,305	0
人件費	千円	1,500	1,430	1,443	1,443	1,443		
正規職員		0.26人	0.31人	0.32人	0.32人	0.32人		
正規外職員	千円	0	0	0	0	0		
		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人		
人件費計(B)	千円	1,500	1,430	1,443	1,443	1,443		
投入量(A)+(B)	千円	107,869	107,943	109,748	109,748	109,748		

(3)事務事業の環境変化・市民意見等	
①事業を始めたきっかけ	市民の自主的な活動を促進するため、平成23年4月に自治組織制度が導入され、市が市民自治組織の活動を支援することになった。
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)	「地域のことは自らが考え行動する」という自治の精神が徐々に浸透し始め、自治会及び地区まちづくり委員会が、地域の発展や課題解決に向けて、様々な活動に取り組むようになった。
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)	市民自治組織の関係者から、自治会加入率の低下や加入促進策について、意見や要望が寄せられている。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み																	
前年度の評価の結果、どのように取り組みましたか？ また、取り組み後どのように変わりましたか？ 見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前年度最終評価) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持 	(前年度評価結果を踏まえた見直し内容) <p>転入者に自治会加入のチラシを配布したり、市ホームページにおいて、自治会の主な活動を紹介したりした。また、自治会加入チラシを未加入世帯に郵送し、自治会加入促進に努めた。</p>															
		(予算への反映) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 削減 (事業費)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 40%;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(人件費)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 増加 (事業費)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(人件費)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 削減 (事業費)	0	千円	(人件費)	0	千円	<input type="checkbox"/> 増加 (事業費)	0	千円	(人件費)	0	千円	<input checked="" type="checkbox"/> 反映なし		
<input type="checkbox"/> 削減 (事業費)	0	千円															
(人件費)	0	千円															
<input type="checkbox"/> 増加 (事業費)	0	千円															
(人件費)	0	千円															
<input checked="" type="checkbox"/> 反映なし																	

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 市関与の妥当性 ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？ ●国や県ではないが、市が実施する理由はなんですか？ ●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するためには、地域の発展や課題解決に努める市民自治組織の役割が一層重要になってきており、市がその活動を支援することは妥当である。
有効性 評価	② 成果の向上余地 ●当初の見通しに沿った成果となっていますか？ ●成果が一部の対象者に限定されてはいませんか？ ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？	<input type="checkbox"/> 余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 広報等を活用し、市民自治組織が地域にとって必要な組織であることを市民に知ってもらうとともに、その活動に参加するきっかけを提供することで、成果を向上させる余地がある。
評価	③ 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか？ ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 類似事業はなく、統廃合の余地はない。 協働体制の確立に向け、今後も市民自治組織と連携協力してまちづくりを進めていく必要があることから、廃止・休止はできない。
効率性 評価	④ 事業費や人件費の削減余地 ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？ ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？ ●事業目的にそぐわない支出はありませんか？	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 事業費を削減してしまうと、市民自治組織の協働に対する意識の低下を招くおそれがある。人件費は、必要最小限の労力で事務を行っており、これ以上の削減余地はない。
公平性 評価	⑤ 受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？ ●受益者負担を求める事業ではない負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	<input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない 本事業は市民自治組織の活動を支援するために交付金を交付する事業であり、受益者負担を求める事業ではない。

3 計画の部(PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載																						
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 → <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(改革・改善) → { <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 } <input type="checkbox"/> 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)																						
改革・改善の具体的内容(改革案・実行計画) 市民自治組織が地域にとって必要な組織であることを市民に知ってもらうとともに、その活動に参加するきっかけを提供できるよう、市ホームページ内に開設した「市民自治組織情報掲示板」の内容を充実させていく。																						
改革・改善による期待成果																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">コスト</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削減</td> <td style="text-align: center;">維持</td> <td style="text-align: center;">増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">成果</td> <td style="text-align: center;">向上</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維持</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低下</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持			×	低下			×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		○																			
	維持			×																		
	低下			×																		
(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持) 担当部長としての意見・考え方(1次評価者と同じ場合も記入) 自治会組織の基礎は地域住民の参画にあるので、各自治会と連携し自治会加入促進の具体的方策を検討し、加入促進を支援する必要がある。																						
(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)																						
(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)																						

地域まちづくり交付金について

1 交付金の趣旨

地域の発展や課題解決に取り組む自治会及び地区まちづくり委員会(以下「市民自治組織」という。)の活動を支援するため、予算の範囲内において、那珂市地域まちづくり交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

2 交付の対象

交付金の交付の対象は、市民自治組織とし、次の各号のいずれかに該当するものに充てることができる。

- (1) 保健及び福祉の推進を図る活動
- (2) 防災、防犯及び交通安全の推進を図る活動
- (3) 環境衛生及び環境美化を図る活動
- (4) 青少年健全育成を振興する活動
- (5) 文化及びスポーツを振興する活動
- (6) その他地域活性化を図る活動
- (7) 市民自治組織の運営に関する経費

3 交付金の額

(1) 自治会

区分		算出基準	備考
基本額	均等割	270,000 円	1 自治会当たり
	世帯割	1,950 円	自治会から報告のあった前年度 2 月 1 日現在の加入世帯 1 世帯当たり
文書配送事務委託分		1,200 円	1 加入世帯当たり
防犯灯維持管理分		1,500 円	当該年度 4 月 1 日現在の基数 1 基当たり
自治活動施設維持管理分	光熱水費分	30,000 円	当該年度 4 月 1 日現在の館数 1 館当たり
	借地料分	借地料の 3 分の 1 の額 (1,000 円未満切捨て)	借地料が年額 30,000 円以上の施設で上限 100,000 円とする。

(2) 地区まちづくり委員会

区分	算出基準	備考
均等割	1,300,000 円	1 委員会当たり
人口割	70 円	前年度 2 月 1 日現在の住民基本台帳による人口 1 人当たり
事務局員配置分	1,800,000 円	1 人当たり 1 委員会当たり 1 人とする。ただし、菅谷地区は 2 人とする。

4 交付の時期

市は、交付金を毎年 4 月末日まで及び 10 月末日までに交付する。

5 事業計画及び活動報告

市民自治組織は、交付金により実施する事業計画及び交付金により実施した事業実績が記載された総会資料を毎年 5 月末日までに市に提出する。

6 参考

(1) 交付金に関する主な経緯

年月	主な経緯
平成 20 年 4 月	○那珂市協働のまちづくり検討委員会を設置 市の取り組み方針や市民と行政の役割分担のあり方などを整理した「那珂市協働のまちづくり指針」の策定に向け、検討を始める。また、検討委員会の中に、支援制度部会を設け、市民自治組織及び市民活動団体に対する支援策について調査・検討を行う。
平成 21 年 12 月	○那珂市協働のまちづくり指針を策定 これまで市の各部署から支出していた各地域への補助金・交付金を可能な限り整理統合し、まちづくり一括交付金を創設し、市民自治組織の運営及び活動を支援する旨が示される。また、正副区長報酬、地域振興交付金、区長会補助金、分館長・派遣主事報酬等の総額を算定基礎として制度設計し、交付金等に配分する旨が示される。
平成 22 年 6 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則を制定 平成 22 年 6 月 3 日規則第 31 号 平成 23 年 4 月 1 日施行 ・自治会 基本額 均等割 270,000 円/1 自治会当たり 世帯割 1,950 円/1 加入世帯当たり 文書配送事務委託分 1,200 円/1 加入世帯当たり 防犯灯維持管理分 1,500 円/1 基当たり 自治活動施設維持管理分 光熱水費分 30,000 円/1 館当たり 借地料分 借地料の 1/3 ・地区まちづくり委員会 均等割 1,000,000 円/1 委員会当たり 人口割 70 円/人口 1 人当たり
平成 22 年 12 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則の一部を改正 平成 22 年 12 月 24 日規則第 47 号 平成 23 年 4 月 1 日施行 自治会の均等割の額について、自治会が統合等を行った場合の経過措置を追加する。また、バス借り上げ相当額として、地区まちづくり委員会の均等割を増額する。 ・地区まちづくり委員会 均等割 1,300,000 円/1 委員会当たり
平成 23 年 4 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則を施行
平成 24 年 1 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則の一部を改正 平成 24 年 1 月 30 日規則第 2 号 平成 24 年 4 月 1 日施行 地区まちづくり委員会について、事務局員配置分を追加する。 ・地区まちづくり委員会 事務局員配置分 1,800,000 円/1 人当たり
平成 26 年 3 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則の一部を改正 平成 26 年 3 月 28 日規則第 7 号 平成 26 年 4 月 1 日施行 交付の時期について、「4 月末日及び 10 月末日」を「4 月末日まで及び 10 月末日まで」に改める。

(2) 平成 25 年度地域まちづくり交付金の内訳 別紙 1 参照

(3) 市民自治組織に対する他の助成事業 別紙 2 参照

(4) 自治会及び地区まちづくり委員会の主な活動 別紙 3 参照

○自治会

No.	自治会名	加入世帯数 (H25.2.1現在)	基本額		文書配送事務 委託分	防犯灯維持 管理分	自治活動施設維持管理分		計
			均等割	世帯割			光熱水費分	借地料分	
1	本米崎	378	270,000	737,100	453,600	78,000	60,000	10,000	1,608,700
2	向山	223	270,000	434,850	267,600	22,500	90,000	20,000	1,104,950
3	横堀	382	270,000	744,900	458,400	94,500	30,000	0	1,597,800
4	堤	228	270,000	444,600	273,600	37,500	30,000	0	1,055,700
5	杉	370	270,000	721,500	444,000	55,500	30,000	0	1,521,000
6	額田第一	184	270,000	358,800	220,800	51,000	30,000	0	930,600
7	額田第二	158	270,000	308,100	189,600	34,500	30,000	0	832,200
8	額田第三	321	270,000	625,950	385,200	114,000	30,000	0	1,425,150
9	額田第四	223	270,000	434,850	267,600	78,000	0	0	1,050,450
10	額田第五	164	270,000	319,800	196,800	42,000	0	0	828,600
11	額田第六	125	270,000	243,750	150,000	43,500	30,000	0	737,250
12	鷺内	541	270,000	1,054,950	649,200	150,000	30,000	46,000	2,200,150
13	東組	623	270,000	1,214,850	747,600	151,500	30,000	0	2,413,950
14	寄居	252	270,000	491,400	302,400	84,000	30,000	33,000	1,210,800
15	仲之内	330	270,000	643,500	396,000	109,500	0	0	1,419,000
16	堀之内	286	270,000	557,700	343,200	85,500	60,000	106,000	1,422,400
17	下宿下	174	270,000	339,300	208,800	69,000	30,000	64,000	981,100
18	下宿上	387	270,000	754,650	464,400	114,000	0	0	1,603,050
19	菅谷中宿	543	270,000	1,058,850	651,600	124,500	30,000	0	2,134,950
20	上宿第1	402	270,000	783,900	482,400	156,000	30,000	0	1,722,300
21	上宿第2	81	270,000	157,950	97,200	42,000	0	0	567,150
22	上宿第3	253	270,000	493,350	303,600	85,500	0	0	1,152,450
23	一の関	405	270,000	789,750	486,000	189,000	0	0	1,734,750
24	原福田	167	270,000	325,650	200,400	49,500	30,000	0	875,550
25	仲福田	148	270,000	288,600	177,600	37,500	30,000	0	803,700
26	下福田	100	270,000	195,000	120,000	34,500	30,000	21,000	670,500
27	かしま台	297	270,000	579,150	356,400	156,000	30,000	0	1,391,550
28	ときわ台	178	270,000	347,100	213,600	78,000	30,000	0	938,700
29	野仲	232	270,000	452,400	278,400	46,500	120,000	104,000	1,271,300
30	上宿	163	270,000	317,850	195,600	16,500	0	0	799,950
31	後台中宿	226	270,000	440,700	271,200	49,500	30,000	0	1,061,400
32	田向	203	270,000	395,850	243,600	58,500	30,000	0	997,950
33	後台第三	321	270,000	625,950	385,200	79,500	30,000	0	1,390,650
34	中台第一	254	270,000	495,300	304,800	91,500	30,000	0	1,191,600
35	中台なみき	306	270,000	596,700	367,200	82,500	30,000	0	1,346,400
36	中台津田	229	270,000	446,550	274,800	61,500	0	0	1,052,850
37	東木倉	276	270,000	538,200	331,200	55,500	30,000	0	1,224,900
38	西木倉	174	270,000	339,300	208,800	21,000	30,000	0	869,100
39	豊喰	202	270,000	393,900	242,400	28,500	30,000	0	964,800
40	下江戸	108	270,000	210,600	129,600	43,500	30,000	11,000	694,700
41	大内	60	270,000	117,000	72,000	6,000	30,000	0	495,000
42	田崎	75	270,000	146,250	90,000	27,000	30,000	0	563,250
43	立石	115	270,000	224,250	138,000	33,000	30,000	0	695,250
44	宿	128	270,000	249,600	153,600	24,000	30,000	0	727,200
45	若宮	99	270,000	193,050	118,800	15,000	30,000	10,000	636,850

No.	自治会名	加入世帯数 (H25.2.1現在)	基本額		文書配送事務 委託分	防犯灯維持 管理分	自治活動施設維持管理分		計
			均等割	世帯割			光熱水費分	借地料分	
46	中谷原	89	270,000	173,550	106,800	7,500	30,000	0	587,850
47	飯田	565	270,000	1,101,750	678,000	63,000	0	0	2,112,750
48	鴻巣	426	270,000	830,700	511,200	61,500	0	0	1,673,400
49	旭	189	270,000	368,550	226,800	19,500	0	0	884,850
50	戸崎	333	270,000	649,350	399,600	30,000	30,000	0	1,378,950
51	鹿島	55	270,000	107,250	66,000	18,000	30,000	0	491,250
52	白河内	163	270,000	317,850	195,600	37,500	30,000	0	850,950
53	門部台	117	270,000	228,150	140,400	25,500	30,000	0	694,050
54	門部坏	45	270,000	87,750	54,000	21,000	30,000	0	462,750
55	下河原	52	270,000	101,400	62,400	6,000	30,000	13,000	482,800
56	北酒出	67	270,000	130,650	80,400	1,500	30,000	0	512,550
57	内宿	90	270,000	175,500	108,000	7,500	30,000	16,000	607,000
58	新宿	157	270,000	306,150	188,400	31,500	30,000	0	826,050
59	静	150	270,000	292,500	180,000	97,500	30,000	100,000	970,000
60	下大賀	261	270,000	508,950	313,200	115,500	30,000	0	1,237,650
61	瓜連上	372	270,000	725,400	446,400	117,000	30,000	26,000	1,614,800
62	瓜連中	136	270,000	265,200	163,200	34,500	0	0	732,900
63	瓜連下	309	270,000	602,550	370,800	127,500	30,000	52,000	1,452,850
64	古徳	224	270,000	436,800	268,800	87,000	30,000	50,000	1,142,600
65	中里	253	270,000	493,350	303,600	136,500	30,000	0	1,233,450
66	鹿島	86	270,000	167,700	103,200	81,000	30,000	0	651,900
67	平野第1	233	270,000	454,350	279,600	130,500	0	0	1,134,450
68	平野第2	254	270,000	495,300	304,800	144,000	30,000	0	1,244,100
69	平野第3	221	270,000	430,950	265,200	127,500	0	0	1,093,650
計		15,941	18,630,000	31,084,950	19,129,200	4,635,000	1,830,000	682,000	75,991,150

※平野コミュニティセンターの自治活動施設維持管理分(光熱水費分)は、平野第2自治会に含む。

○地区まちづくり委員会

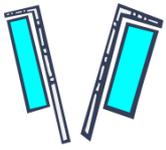
No.	地区まちづくり 委員会名	住基人口 (H25.2.1現在)	均等割	人口割	事務局員 配置分	計
1	神崎地区	5,352	1,300,000	374,640	1,800,000	3,474,640
2	額田地区	3,961	1,300,000	277,270	1,800,000	3,377,270
3	菅谷地区	20,698	1,300,000	1,448,860	3,600,000	6,348,860
4	五台地区	8,282	1,300,000	579,740	1,800,000	3,679,740
5	戸多地区	1,879	1,300,000	131,530	1,800,000	3,231,530
6	芳野地区	4,947	1,300,000	346,290	1,800,000	3,446,290
7	木崎地区	2,473	1,300,000	173,110	1,800,000	3,273,110
8	瓜連地区	8,433	1,300,000	590,310	1,800,000	3,690,310
計		56,025	10,400,000	3,921,750	16,200,000	30,521,750

No.	担当課室名	事業名	事業概要	補助金等の 交付対象	補助金等の額	H25決算額 (千円)
1	市民協働課	市民自治組織 支援事業	地域の発展や課題解決 に取り組む自治会及び 地区まちづくり委員会の 活動を支援するため、 予算の範囲内におい て、那珂市地域まちづ くり交付金を交付する。	・自治会 ・地区まちづくり委 員会	・自治会 基本額 均等割 270,000円/1自治会当たり 世帯割 1,950円/1加入世帯当たり 文書配送事務委託分 1,200円/1加入世帯当たり 防犯灯維持管理分 1,500円/1基当たり 自治活動施設維持管理分 光熱水費分 30,000円/1館当たり 借地料分 借地料の3分の1の額(上限100,000円) ・地区まちづくり委員会 均等割 1,300,000円/1委員会当たり 人口割 70円/住民基本台帳人口1人当たり 事務局員配置分 1,800,000円/1人当たり	106,513
2	市民協働課	自治活動施設 建設費等補助 事業	自治会等が自治活動施 設の建設、整備、賃借 又は既設建物を取得す る場合、自治活動施設 建設費等補助金交付要 項に基づき、その経費 の一部を補助する。	・自治会等	・自治施設建設事業 補助率 事業費の1/2 補助限度額 800万円 ・自治施設整備事業 補助率 事業費の1/2 補助限度額 200万円 ・自治施設賃借事業 補助率 事業費の1/2 補助限度額 月額50,000円 ・自治施設既設建物取得事業 補助率 事業費の1/2 補助限度額 800万円	1,812
3	市民協働課	市民活動支援 事業(市民活 動支援事業補 助金)	市民活動団体の設立を 支援するとともに、地域 の課題解決に向けて、 市民活動団体等が提案 し、これまでの活動に加 え新たに実施する活動 に対し、必要な支援を 行う。	・自治会 ・地区まちづくり委 員会 ・市民活動団体	・設立準備支援事業 補助率 5/10 補助限度額 5万円 ・市民提案事業 受給1年目 補助率10/10 補助限度額 50万円 受給2年目 補助率10/10 補助限度額 50万円	3,350
4	防災課	自主防災組織 育成事業	自主防災組織を結成し ようとする自治会に対 して、組織結成のための 経費及び防災資機材の 整備に要する経費を補 助する。	・自治会	組織結成補助金 5万円 資機材等整備補助金 30万円	2,100
5	防災課	防犯事業(防 犯灯設置費・ 防犯設備費)	自治会内における道路 等で防犯上危険と思わ れる場所に、防犯灯を 設置及びLED化更新費 用を補助するとともに、 安全で安心なまちづく り推進のため結成され た組織(団体)に対して 、防犯用設備及び備品 を整備するために費用 を補助する。	・自治会 ・自警団	・防犯灯設置費 支柱付電灯 補助率10/10 上限3万8千円 電灯のみ 補助率10/10 上限2万5千円 LED化更新 補助率1/2 上限1万円 ・防犯設備費 自警団 補助率1/2 上限5万円	1,971 31
6	介護長寿課	敬老事業	高齢者の長寿を祝う敬 老行事の開催に対し補 助を行う。	・地区まちづくり委 員会	・補助金 75歳以上の方 1,000円/1人当たり(7,496人) 地区活動補助 70,000円/1委員会当たり 開催補助(追加分) 全地区分304,000円 ・バス借上料(29台 762,300円)	9,123
7	土木課	道路維持補修 事業(那珂市 市道等の管理 に関する報償 金制度)	市が管理する市道等の 除草等の管理作業を行 う自治会、市民活動団 体等に対し、報償金を 支給する。	・自治会 ・市民活動団体等	報奨金の額(実施面積当たり) 2,000円/100㎡(限度額100,000円) 諸器材費 報償金の年額の30%(初年度に加算)	- (H26からの 制度により)
8	都市計画課	公園管理事業 (那珂市公園 等の管理に関 する報償金制 度)	市が直接管理する公園 、開発行為等によっ て設置された公園、緑 地等の日常的な管理作 業を行う自治会、市民 活動団体等に対し、報 償金を支払う。	・自治会 ・市民活動団体等	報奨金の額(公園等の面積当たり) ①500㎡以下=6,000円+20円×面積 ②1,000㎡以下=10,000円+20円×面積 ③4,000㎡以下=20,000円+20円×面積 ④4,001㎡以上=30,000円+20円×面積(限度額 100,000円)	774

○自治会

区分	主な活動
環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の清掃 ・公園、ため池、通学路等の草刈り ・ごみステーションの維持管理 ・不法投棄の監視、粗大ごみの収集 ・花壇づくり など 
防犯・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール、児童生徒の登下校時の見守り ・防犯灯の設置、維持管理 ・自主防災訓練、防災マップの作成 など 
親睦・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り、歩く会など誰でも気軽に参加できるイベントの開催 ・市民運動会への参加 ・ソフトボール、バレーボール、グラウンドゴルフ大会への参加 ・子ども会、高齢者クラブへの支援 など 
福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会の開催、ひとり暮らし高齢者の見守り ・共同募金運動への協力 など 
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会広報紙の発行 ・自治活動施設の維持管理 ・学校行事への参加、協力 ・地域内の行政要望の取りまとめ、行政との連絡調整 など 

○地区まちづくり委員会

区分	主な活動
環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・花と緑の環境美化コンクールの審査(花壇の審査) ・有害広告物の撤去 など 
防犯・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロールのぼり旗の作製、配布 など 
親睦・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市民運動会の開催 ・ソフトボール、バレーボール、グラウンドゴルフ大会の開催 ・三世代交流事業の実施、自治会が実施する同事業への支援 など 
福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者への配食サービスの実施 ・敬老会の開催 ・日本赤十字社の社資、共同募金運動への協力 など 
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり委員会広報紙の発行 ・歴史探訪講座、男の料理教室など各種講座、教室の開催 ・あいさつ声かけ運動の実施 ・区域内の行政要望の取りまとめ、行政との連絡調整 など 

平成26年度那珂市外部評価結果を踏まえた市の対応方針について

効果的で効率的な行財政改革を推進するとともに、市職員の意識改革・資質向上を図ることを目的として、去る平成26年11月8日（土）に市民判定人方式による外部評価委員会を公開により実施いたしました。

判定結果を受け、市長を本部長とする行政評価推進本部会議において、外部評価委員会の議論及び判定の内訳を十分踏まえ、今後の事業の方向性について検討いたしました。この方向性をもとに、平成27年度以降の予算案の編成作業を進めてまいります。

番号	担当課	事業名	外部評価結果	市の方針
1	環境課	ごみ啓発等推進事業		
		生ごみ処理機・コンポスト補助金	継続（見直し）	継続（見直し）
		ごみ袋作成	継続（見直し）	継続（見直し）
2	健康推進課	各種検診事業	継続（見直し）	継続（見直し）
3	こども課	家庭児童相談事業	継続（見直し）	継続（見直し）
4	総務課	職員研修事業	継続（見直し）	継続（見直し）
5	商工観光課	商工会補助事業	継続（見直し）	継続（見直し）
6	市民協働課	市民自治組織支援事業	継続（見直し）	継続（見直し）

平成26年度那珂市外部評価 市の対応シート

担当課	市民協働課
-----	-------

番号	事業名	市民判定人判定					結果
		廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	
6	市民自治組織支援事業	2	1	1	5	0	継続(見直し)

外部評価委員判定 (参考)

廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
0	1	0	3	0	継続(見直し)

主な論点

- ・ 地区まちづくり委員会と自治会の役割分担について
- ・ 地域まちづくり交付金の見直しについて

外部評価委員・市民判定人からの主な指摘事項

- ・ 地区まちづくり委員会と自治会がどれだけ違うのかということを明確に説明できなければ、地区まちづくり委員会に交付している3千万円の交付金は、何なんですかということになってしまいます。
- ・ 少子高齢化等により、自治会自体の運営もままならない地域もあると思う。そうすると、地区まちづくり委員会の役割が大きくなる。そこが機能して、地域で連携するような仕組みも必要かと思う。
- ・ 一括交付金という仕組みを苦勞して作ったと思うが、例えば、自治会でどのような事業を行っているのかという点に着目して配分するなど、地域の実情を考慮するような算定方法は考えられないのか。
- ・ 交付金の総額を人口で割ると、市民1人当たり1,900円になる。自治を推進するために、毎年1,900円ずつ市民が納めた税金から再分配するような仕組みを市民が望んでいるのか、担当課として一度把握した方がよい。



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の方向性	継続(見直し)
--------	---------

- ・ 単位自治組織である自治会は、旧行政区を基本として組織されており、市民の最も身近な地域コミュニティである班(組合)という単位を通じて、日常的な交流や支え合い、地域の課題解決に結びつく活動などを行っています。一方、中間自治組織である地区まちづくり委員会は、旧町村単位を対象として組織されており、区域内の自治会、市民活動団体、事業者などとの交流や情報交換のほか、区域内の個々の自治会だけでは解決が難しい課題の解決などに取り組んでいます。
- ・ 市民自治組織の活動状況により交付金に差をつけるためには、活動状況を表す何らかの指標が必要になると思いますが、市民自治組織は、地域の発展や課題解決のために、様々な活動を行っており、それらを数値化することは困難であると考えております。
- ・ 本事業を含め、市民自治組織の活動を支援するための各種制度については、平成21年12月に策定しました「協働のまちづくり指針」の中で、その基本的な考え方が示されました。この指針は、学識経験者、当時の区長会の代表、市民活動団体の代表、公募による市民等で組織する「協働のまちづくり検討委員会」が、1年3か月をかけて調査・検討を重ね、さらにパブリックコメントを経て策定したものです。そのため、本事業は、地域や市民の声が十分に反映された事務事業となっております。

具体的な取組み(見直し)内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

- ・ 地区まちづくり委員会が地区内の自治会、市民活動団体、事業者などと連携協力してまちづくりに取り組めるよう、今後も地区まちづくり委員会委員長連絡会議を定期的開催し、まちづくりに関する情報の収集及び提供を行うとともに、行政との連絡調整の場を確保してまいります。
- ・ 地域まちづくり交付金の見直しについては、自治組織制度導入後、4年近くが経過したことから、地区まちづくり委員会及び自治会からの意見や要望を集約してまいります。

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

外部評価後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

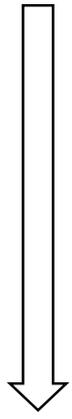
- ・ 今後も引き続き、支援をお願いしたい。
- ・ 交付金の増額をお願いしたい。

外部評価後の、一般の市民のかたからの意見等

- ・ 現時点では、特に意見は受けておりません。

評価対象年度	平成26年度	那珂市外部評価/市民判定人評価シート
事務事業名		

◆目的妥当性/有効性/効率性/公平性に関する評価		
参考のために記入してください (該当する欄に☑)	目的妥当性評価	① 市関与の妥当性 <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある <small>(→◆今後の方向性は「現状維持」以外に☑)</small> ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？ ●国や県ではなく、市が実施する理由は妥当ですか？ ●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？
	有効性評価	② 成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がない <input type="checkbox"/> 余地がある <small>(→◆今後の方向性は「現状維持」以外に☑)</small> ●当初の見通しに沿った成果となっていますか？ ●成果が一部の対象者に限定されてはいませんか？ ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？
	効率性評価	③ 類似事業との統廃合余地 <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある <small>(→◆今後の方向性は「現状維持」以外に☑)</small> ④ 廃止・休止の可能性 <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がある <small>(→◆今後の方向性は「現状維持」以外に☑)</small> ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか？ ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？
	公平性評価	⑤ 受益者負担の適正余地 <input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある <small>(→◆今後の方向性は「現状維持」以外に☑)</small> <input type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？ ●受益者負担を求める事業ではない・負担割合が低い事業の場合、その理由は妥当ですか？
	公平性評価	④ 事業費や人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <small>(→◆今後の方向性は「現状維持」以外に☑)</small> <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <small>(→◆今後の方向性は「現状維持」以外に☑)</small> ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？ ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？ ●事業目的にそぐわない支出はありませんか？



※ 終了=当初予定した活動が完了した後は、この事業は終了し継続しない
 ※ 廃止=当初予定した活動が完了しなくても、この事業は終了し継続しない。
 ※ 休止=当初予定した活動が完了しなくても、この事業は一旦休止し、再開する場合には対象・手段・意図する成果等の抜本的な見直しを行う。

※ 統廃合=対象・手段・意図する成果等の見直しを行い、類似の事業と統廃合したうえで、次年度以降も継続して事業を実施する。
 ※ 継続(見直し)=対象・手段・意図する成果等の見直しを行ったうえで、次年度以降も継続して事業を実施する。
 ※ 継続(現状維持)=基本的には対象・手段・意図する成果等は現状のとおりとし、次年度以降も継続して事業を実施する。

外部評価の判定は市民判定人の多数決により決定します(特記事項欄も市の対応を決定する際の参考にしておりしますので、ご記入をお願いします)。

同数の場合のみ「終了志向(終了・廃止・休止)」 「継続志向(統廃合・見直し・現状維持)」に合算し、多いほうとします。それでも同数の場合には、委員長が決定します。

◆今後の方向性	
必ず記入してください (該当する欄に☑)	・外部評価(市民判定人による今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続(見直し) <input type="checkbox"/> 継続(現状維持)
	特記事項